

令和4年第5回農業委員会議事録

令和4年5月25日

下妻市農業委員会

令和4年第5回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年5月25日（水） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 第2庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和4年第5回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は9番 栗島喜好君、10番 齋藤孝夫君の両名を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

議案第5号、処理番号1号につきましては、願出人の都合により取下げとなっております。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鎌庭地内、田、509㎡、申請理由は、耕作している農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、袋畑地内、3筆、畑、合計2,054㎡、申請理由は、工業団地造成事業による買収につき、農業経営規模維持のための代替地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：柴崎委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約600mにあり、水稻の作付けがされておりました。5月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：京空委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から北東へ約1kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。5月22日、現地調査をした結果、地域調和要件

など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

2ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回6件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、登記、田、現況、畑、165㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設けるものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、半谷地内、畑、916㎡、申請理由は、保育園の既存駐車場が手狭であるため、隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、江地内、畑、964㎡、申請理由は、将来の生活の安定を図るため、日照条件が良好な申請地への、太陽光発電設備の設置でございます。

3ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、原地内、2筆、登記、田、現況、宅地、合計992㎡、申請理由は、平成24年3月16日付で一部を農業用倉庫として許可を受けたが、平成26年9月頃より敷地を拡張し、穀物置場として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、高道祖地内、畑、491㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、坂本新田地内、登記、田、現況、畑、284㎡、申請理由は、住環境が良好な申請地を、特定建築条件付売買予定地とするものでございます。

農地区区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は2ページ、参考資料は、1ページ、2ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置に伴う、茨城県常総工事事務所への道路工事施工承認が申請済みとなっております。

参考資料は、3ページ、4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ、6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認定及び東京電力への電力受給契約は完了しております。

なお、申請地は令和3年11月25日付で、太陽光発電設備として一度転用許可を受けておりましたが、申請人の都合により計画が頓挫したため、許可の取消願を、令和4年5月6日付で受理したことを申し添えます。

議案書は3ページ、参考資料は、7ページ、8ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9ページ、10ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

参考資料は、11ページ、12ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原

則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第2号）

処理番号1号：森委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、法泉寺保育園から北東へ約300mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：栗島委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、もみの木保育園から西へ宅地続きにあり、小麦の作付けがされていました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には現地で会って行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号3号：栗島委員

議案第2号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約2.7kmにあり、耕作されておらず、雑草が少々生えていました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号4号：小島委員

議案第2号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、千代川体育館から南へ約1.1kmにあり、すでに農業用倉庫及び糶殻置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。5月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用倉庫及び糶殻置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：飯村委員

議案第2号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南東へ約900mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：森委員

議案第2号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から東へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、特定建築条件付売買予定地へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

4ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、原地内、畑、1,495㎡の内66.71㎡、申請理由は、既存農業用倉庫が手狭であるため、申請地に農業用倉庫を建築し、拡張するものでございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、山尻地内、登記、畑、現況、雑種地、1,754㎡の内596㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であり、令和元年3月頃から、申請地を駐車場として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものであります。

参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、半谷地内、畑、5,941㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、資材置場が不足することから、申請地に資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、13ページ、14ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、15ページ、16ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、17ページ、18ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：小島委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、ちよかわ幼稚園から南西へ約700mにあり、野菜の作付けがされていきました。5月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には会社訪問にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用倉庫敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：木村委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約450mにあり、すでに駐車場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。5月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には会社訪問にて行い、また、賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：栗島委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北東へ約750mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

5ページ並びに、参考資料の19ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、登記、畑、現況、宅地、1,197㎡の内26.48㎡、申請理由は、耕

作地の一部である申請地を、令和3年10月頃より農作業場として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の21ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、大木地内、畑、925㎡、申請理由は、耕作地に隣接している申請地に、農産物直売所及び資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、19ページ、20ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、21ページ、22ページをご覧ください。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第4号）

処理番号1号：栗島委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から北西へ約150mにあり、すでに農作業場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には農作業場にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農作業場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：栗島委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から北西へ約150mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には農作業場にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農産物直売所及び資材置場へ転用することについて、問題な

いと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

7ページをご覧ください。

議案第6号、空き家に付随した農地の指定申請につきましては、令和3年7月に要綱を制定しまして、初めての申請案件になりますので、はじめに概要を説明いたします。

「空き家に付随した農地」とは、下妻市空き家バンク制度に登録された空き家の所有者が所有する市内の農地のうち、農業委員会により指定されたものをいいます。「空き家に付随した農地」として指定されますと、空き家バンクに登録された空き家を取得する者が、指定された農地を取得する場合、いわゆる、「農地付空き家」として取得する場合に限り、特例として農地取得に係る下限面積要件が引き下げられます。企画課及び農業委員会事務局で物件を確認し、「農地付き空き家」の対象となると判断したため、所有者より、企画課の空き家バンクへの登録申請及び、農業委員会への「空き家に付随した農地の指定申請」を提出いただきました。今回、1件の申請であります。ご説明いたします。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、158㎡、空き家バンクへ登録する空き家は、申請地と宅地続きであり、一体的に処分できるように指定を受けたく申請するものであります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第6号）

処理番号1号：森委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻市保健センターから南東へ約250mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5月20日、現地調査をした結果、農地の管理状況、下妻市空き家バンク制度に登録されている住宅敷地に付随しているなど、農地指定の適用条件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、空き家に付随した農地の指定をすることについて問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

8ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、本宗道地内、登記、畑、現況、宅地、161㎡、平成2年4月頃より、申請地に農業用倉庫を建築し、無断転用していたため、始末書添付の上、届出されたものであります。去る5月9日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

9ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回4件の届出でございます、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、鬼怒地内、2筆、田、合計1,952㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る、4月26日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、原地内、6筆、田畑、合計6,191㎡、

届出番号3号、届出地、唐崎、見田及び宗道地内、5筆、田畑、合計4,142㎡、
10ページをお開き願います。

届出番号4号、届出地、唐崎地内、田、851㎡、

届出番号2号から4号の内容につきましては、届出番号1号と同様であり、同じく受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

11ページをご覧願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、11ページから12ページまで、9件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山 基君）

以上を持ちまして、令和4年第5回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時12分閉会）

議 長 中山 基

署名委員 栗島 喜好

署名委員 齋藤 孝夫
